○厚生労働省・国土交通省令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十日

厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　赤羽　一嘉

厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則（令和元年厚生労働省・国土交通省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　認定市町村は、法第十七条の三十六第十四項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合又は同条第十八項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第九号に掲げる事項を記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会に、当該関係者を構成員として加えることができる。	2　認定市町村は、法第十七条の三十六第十五項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合又は同条第十九項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第九号に掲げる事項を記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会に、当該関係者を構成員として加えることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十四号

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）及び航空法関係手数料令及び運輸安全委員会設置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百六十六号）の施行に伴い、並びに航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）第八条及び別表第一第三号イの規定に基づき、航空法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航空法関係手数料規則の一部を改正する省令

航空法関係手数料規則（平成九年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（大変更） **第一条**　航空法関係手数料令（以下「令」という。）別表第一第三号イの国土交通省令で定める大変更は、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第六条の表に掲げる設計の変更の区分による大変更であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　航空機の形態又は主要な構造の大きな変更を伴う設計の変更 二　航空機の仕様その他の型式証明の前提とした事項の大きな変更を伴う設計の変更 三　その他前二号に掲げる変更と同等以上と国土交通大臣が認める変更	（新設）
（大修理及び大改造） **第二条**　令別表第一第六号イの国土交通省令で定める大修理は、航空法施行規則第五条の六の表に掲げる作業の区分による大修理のうち機体の全部又は一部のオーバーホールとし、同号イの国土交通省令で定める大改造は、同表に掲げる区分による大改造とする。	（大修理及び大改造） **第一条**　航空法関係手数料令（以下「令」という。）別表第一第三号の国土交通省令で定める大修理は、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二十四条第一号の表に定める区分による大修理のうち機体の全部又は一部のオーバーホールとし、令別表第一第三号の国土交通省令で定める大改造は、同条第一号の表に定める区分による大改造とする。
第三条　（略）	**第二条**　（略）